

サービスにかかる利用料



● 利用料

介護保険サービスを利用した場合の**利用者負担**は、**介護サービスにかかった費用の1割**（一定以上所得者の場合は**2割又は3割**）です。仮に1万円分のサービスを利用した場合に支払う費用は、1千円（2割の場合は2千円）ということです。

介護保険施設利用の場合は、費用の1割（一定以上所得者の場合は2割又は3割）負担のほかに、居住費、食費、日常生活費の負担も必要になります。

ただし、所得の低い方や、1か月の利用料が高額になった方については、別に**負担の軽減措置**が設けられています。

※居宅サービスを利用する場合は、利用できるサービスの量（支給限度額）が要介護度別に定められています。



● サービス利用者の費用負担等

<居宅サービスの1ヶ月あたりの利用限度額>

居宅サービスを利用する場合は、利用できるサービスの量（支給限度額）が要介護度別に定められています。

（1ヶ月あたりの限度額：右記表のとおり）

限度額の範囲内でサービスを利用した場合は、1割（一定以上所得者の場合は2割又は3割）の自己負担です。

限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分が全額自己負担となります。

要支援1	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

<施設サービス自己負担の1ヶ月あたりの目安>

個室や多床室〔相部屋〕など住環境の違いによって自己負担額が変わります。

※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の1ヶ月の自己負担の目安

○要介護5の人が多床室を利用した場合

○要介護5の人がユニット型個室を利用した場合

施設サービス費の1割	約25,000円	施設サービス費の1割	約27,500円
居住費	約25,200円（840円/日）	居住費	約60,000円（1,970円/日）
食費	約42,000円（1,380円/日）	食費	約42,000円（1,380円/日）
日常生活費	約10,000円（施設により設定されます。）	日常生活費	約10,000円（施設により設定されます。）
合計	約102,200円	合計	約139,500円

● 低所得の方への支援

利用者負担が過重にならないよう、所得の低い方には下記の表のとおり、所得に応じた区分により次の措置が講じられています。

設定区分	対象者
第1段階	生活保護者等 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超
第4段階	市区町村民税課税世帯

<特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）>

介護保険施設入所者の方で、所得や資産等が一定以下の方に対して、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給されます。なお、特定入所者介護サービス費の利用には、負担限度額認定を受ける必要がありますので市区町村に申請をしてください。

負担限度額は所得段階、施設の種類の、部屋のタイプによって異なります。

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、短期入所生活介護の場合（日額）

	基準費用額（日額）	負担限度額（日額）			
		第1段階	第2段階	第3段階	
食費	1,380円	300円	390円	650円	
居住費	ユニット型個室	1,970円	820円	820円	1,310円
	ユニット型個室的多床室	1,640円	490円	490円	1,310円
	従来型個室	1,150円	320円	420円	820円
	多床室	840円	0円	370円	370円

○介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合（日額）

	基準費用額（日額）	負担限度額（日額）			
		第1段階	第2段階	第3段階	
食費	1,380円	300円	390円	650円	
居住費	ユニット型個室	1,970円	820円	820円	1,310円
	ユニット型個室的多床室	1,640円	490円	490円	1,310円
	従来型個室	1,640円	490円	490円	1,310円
	多床室	370円	0円	370円	370円

<高額介護サービス費>

月々または年間の自己負担額（福祉用具購入費等一部を除く）の合計額が所得に応じて区分された上限額を超えた場合、その超えた分が介護保険から支給されます。

支給を受けるためには、市区町村に申請する必要があります。

設定区分	対象者	負担の上限額（月額）
第1段階	生活保護を受給している方等	15,000円（個人）
第2段階	前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円（世帯）
		15,000円（個人）
第3段階	世帯全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
第4段階	市区町村民税課税世帯（一定の場合、年間上限があります。）	44,400円（世帯）

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

<高額医療・高額介護合算制度>

同じ医療保険の世帯内で、医療保険と介護保険両方に自己負担が生じた場合は、合算後の負担額が軽減されます。決められた限度額（年額）を500円以上超えた場合、市区町村に申請をすると超えた分が支給されます。